

タクシー供給役務の企画競争について

2015年1月28日

独立行政法人 日本貿易振興機構

副理事長 宮本 聡

「タクシー供給役務」の企画競争を行います。ご関心のある方は、下記内容をご確認の上、ご応募願います。

記

1. 委託内容

日本貿易振興機構における職員の深夜帰宅及び外部での急務発生時等に、職員の指示する目的地までの安全かつ安定した輸送を目的としたタクシー供給契約

2. 契約期間

2015年4月1日から2016年3月31日まで

3. 応募資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 日本貿易振興機構の「競争参加資格に関する内規」第3条第1項に定める競争参加資格名簿に記載されたものであり、平成25・26・27年度の業種区分「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級又はD等級に格付けされているものであること。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。
- (3) 上記2.(2)の資格を有していない者であっても、以下により日本貿易振興機構の競争参加資格を申請し、審査を受け、当該資格を有することが確認できた者であること。

申請方法：2015年2月10日（火）17時00分までに申請書類を日本貿易振興機構の競争参加資格登録デスクまで提出するとともに、本案件への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は下記10.(2)に記載のとおり。審査の結果は2015年2月12日（木）17時00分までに同デスクより連絡する。

- (4) 国土交通省関東運輸局より一般乗用旅客自動車運送事業認可を得ており、営業区域が「東京都特別区・武三交通圏」（23区・武蔵野市・三鷹市）であること。
- (5) 国土交通省関東運輸局認可のタクシー保有台数が1,000台以上であること。

4. 契約企業数

2社

5. 契約条件

- (1) 24時間配車可能なこと。
- (2) 料金後払いチケットが利用できること。(チケットは複写式とする)
- (3) 本役務契約に係る事務手数料がかからないこと。
- (4) ETC 搭載車を配車可能であり、ETC 割引を適用すること。
- (5) 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を行うこと。
- (6) 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時、翌営業日午前中までに日本貿易振興機構まで報告すること。
- (7) 日本貿易振興機構より料金後払いチケットの請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に納入可能なこと。
- (8) タクシー料金請求書を、月末締めで、日本貿易振興機構が指定する部署毎にとりまとめ、原則翌月12日(土日祝日の場合は翌営業日)までに利用したタクシーチケット及びタクシー料金明細書を添付の上、提出可能なこと。
- (9) タクシー料金明細書は、利用日、チケット番号、利用料金、高速料金等及び合計額を明記すること。

6. 提出書類

応募期間中に次の書類(各1部)を提出のこと。(郵送可、但し応募期間内必着のこと)

- ①適合証明書(所定様式、代表者印を押印のこと)
- ②日本貿易振興機構の競争参加資格を有することを証明する書類の写し(申請中の場合は申請書の写し)又は全省庁統一資格の審査結果通知書の写し

7. 仕様書等の配布、応募期間及び提出場所等

- (1) 配布及び提出場所、問合せ先
〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階
日本貿易振興機構 総務部管理課 担当 ニヶ崎
TEL:03-3582-5548 FAX:03-3583-6182
- (2) 説明会の日時及び場所
2015年2月6日(金) 11時00分
日本貿易振興機構 本部(東京) 5E会議室(5階)
- (3) 応募期間
2015年2月6日(金) から2015年2月20日(金) まで
(郵送等の場合は2015年2月20日(金) 必着のこと。)

8. 選定方法

適合証明書(A)の全項目に適合した全ての者の中で、適合証明書(B)の各項目を日本貿易振興機構にて採点し、得点上位2社を契約相手として選定する。なお、全省庁統一資格をもって応募し、選定された者は、日本貿易振興機構の競争参加資格に登録するものとする。

9. 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、日本貿易振興機構ホームページに掲載する。

10. その他

(1) 本公募は2015年度に係わる案件であるため、予算等の都合により履行期間の変更又は案件を取り止めることがあり得る。

(2) 競争参加資格に関する問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル11階

日本貿易振興機構 競争参加資格登録デスク (オフィスサブライセンター内)

TEL : 03-3582-4955 FAX : 03-3505-6579 E-mail : touroku@jetro.go.jp

なお、申請要領及び申請書フォーマットは日本貿易振興機構のウェブサイトを参照のこと。

<http://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）